

1. 目的

本基本方針は、国立医薬品食品衛生研究所(以下「国立衛研」という。)が、研究活動を通して取得・作成したデータの公開について、その基本的事項を定めるものである。

国立衛研は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第136条第1項に規定する事務をつかさどり、医薬品・食品・化学物質等の人間への影響等について、これらの品質、安全性及び有効性を科学的に正しく評価するための試験研究を実施する。これらの試験研究活動を通じて取得されるデータが、産学官並びに国民に幅広く利用されることが可能なものにあつては我が国全体の研究開発成果の最大化に資するよう、積極的にデータの公開に努める。

2. 公開するデータの範囲

国立衛研が試験研究活動を通じて取得・作成したデータのうち、研究成果として公開したデータの他、公益性や社会的ニーズが高く、公開することが適当であると判断したデータを公開対象とする。個人情報保護の観点や、産業技術情報の保護その他の観点から、国立衛研が公開は適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。ただし、行政機関又は研究資金配分機関からの委託等による試験研究に係る活動を通じて取得・作成したデータの公開の取扱いについては、当該行政機関又は研究資金配分機関の判断や規則によるものとする。

3. データの品質・管理

国立衛研は、公開するデータの品質確保と適切な管理に努める。また、データの取得・作成に関わるトレーサビリティの確保に努める。

4. データの帰属・利用条件

国立衛研が自ら取得・作成したデータの知的財産権は、別に定める場合を除き、国立衛研に属する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の知的財産権の帰属については、それら研究機関等との取り決めにより定める。

当該データの全部又は一部を無断で転載することや、二次配布を行うことは、別に定める場合を除き認めない。当該データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、国立衛研の取得・作成したデータを利用した旨を明記することとする。また、当該データの種類や利用目的等によっては、当該データの利用を有償とする場合がある。

5. データの公開期間

国立衛研は、可能な限り速やかに、かつ継続的なデータの公開に努める。ただし、データの品質を確保し、研究者の論文投稿等に必要と認められる期間等、データの公開を直ちに行う場合における公益性との比較衡量において合理的と認められる範囲で遅らせる場合がある。また、データは公開を打ち切る場合がある。

6. 免責

国立衛研は、公開するデータの利用に関して生じる一切の損害についての責任を負わない。